

<標準運送約款の改正のポイント>

- 旅客の生命・身体への侵害についての運送人の責任の減免は基本的に無効であるが、例外的に運送人の免責が認められる場合がある運送(大規模災害等における運送、生命・身体に重大な危険が及ぶ恐れがある運送)について、明確化。
(旅客運送の部 第20条)
 - 手回り品(運送人が旅客から委託を受けないもの)の滅失・損傷に係る責任関係について改正商法と同様に改正(旅客が運送人の故意又は過失を立証しない限り、運送人は責任を負わない)。
(旅客運送の部 第20条)
 - 荷送人の危険品等の申告内容として、「安全な運送に必要な情報」を追加。
(受託手荷物及び小荷物輸送の部 第4条)
(特殊手荷物運送の部 第4条)
(自動車航走の部 第5条)
 - 高価品について、種類や額を荷送人が運送人に申告しない場合は免責されるこれまでの規定に加え、運送人が免責されない例外的な場合(高価品であることを運送人が知っていた場合等)を追加。
(受託手荷物及び小荷物輸送の部 第4条、第12条)
(特殊手荷物運送の部 第4条、第20条)
(自動車航走の部 第5条、第21条)
- 高価品の範囲を各事業者において設定し、事業者側の損害責任の限度額を示した上で、限度額を超える場合は別途保険に加入してもらうなどの措置をとることが可能。
- 高価な車体について、高価品として扱うことが可能。高価品の扱いについては同上。
(特殊手荷物運送の部 第3条)
(自動車航走の部 第4条)
 - 船員等への職務妨害について、旅客の禁止行為であることを明確化。
(旅客運送の部 第18条)
 - 運送に不適切な構造の車体について、申込みの拒絶や運送契約の解除が可能となることを追加。
(特殊手荷物運送の部 第3条)
(自動車航走の部 第4条)
 - 旅客や荷主等が法令を守らなかった場合について、旅客等が損害賠償を負うことを明確化。
(旅客運送の部 第21条)
(受託手荷物及び小荷物輸送の部 第14条)
(特殊手荷物運送の部 第22条)
(自動車航走の部 第23条)
 - 災害時の緊急輸送や旅客の禁止行為等に伴う航路変更について追記。
(旅客運送の部 第5条)
(受託手荷物及び小荷物輸送の部 第6条)
(特殊手荷物運送の部 第6条)
(自動車航走の部 第7条)